

3～5歳児クラス向け保育料補助金のご案内

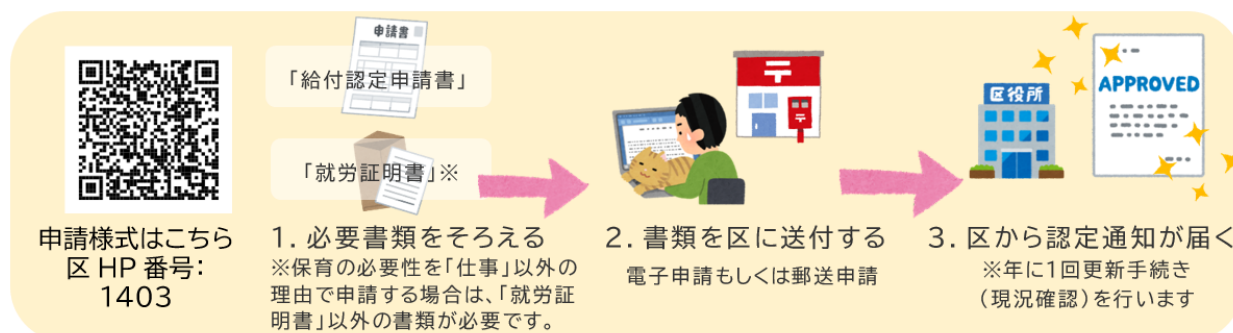
請求締切り
R7.4.14

仕事や介護などの要件があれば、保育の必要性認定を取得し、
幼児教育・保育無償化の補助を受けることができます

無償化の流れ



保育認定の申請方法



無償化対象施設

No.	無償化対象施設・事業	注意点
1	認可外保育施設(認証保育所・無認可等)	※1, 2の施設は、国の指導監督基準を満たす施設のみが対象になります
2	居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)	
3	一時預かり事業	※2のベビーシッターと3～7の施設は、補助上限額が37,000円となります。 ※6のファミリーサポートセンターは、預かりを含まない援助を受けた場合は補助対象外となります。
4	ほっとステイ	
5	定期利用保育事業	
6	ファミリー・サポート・センターの預かり	
7	病児・病後児保育事業	

無償化補助金額

利用施設	補助上限額	令和7年4月14日を過ぎて申請した場合
認可外保育施設(上記表①)	57,000円	37,000円
上記表②～⑦の施設	37,000円	37,000円

※保育認定の期間が月の途中から、もしくは月の途中までの場合、日割りで減額を行います。
※保育認定は、年1回更新手続き（現況確認）があります。提出がない場合無償化対象外となります。



請求手続き詳細は
区ホームページ
1405から

無償化以外の補助・Q&A は裏面へ

認証保育所(保育認定をお持ちでない場合)

【補助要件】

- ①各月の初日に区内在住の方
- ②認証保育所と月48時間以上の月極利用契約(区外認証も対象)

	子順	保育認定の有無	補助上限金額
①	第1子	認定なし	0～20,000円
②	第2子以降		20,000円



申請の流れやスケジュールは
区ホームページ番号1509から



第1子の場合、補助金は収入に
応じて変動します。
確認方法は区ホームページ
ページ番号15328から

企業主導型保育施設

【補助要件】

- ①各月の初日に区内在住であること
- ②当該年度に、基準を満たす企業主導型施設を月極利用していること
- ③利用児童がその世帯の第2子以降であること

子どもの順番	補助上限額 ※
第2子以降 ※第1子は補助対象外です	月額20,000円



申請の流れやスケジュールは
区ホームページ
ページ番号 1523 から

※企業主導型保育施設の場合、区からの補助金の他に、園が保育料から差し引く形の無償化があります。金額の詳細等は直接園に確認してください。

3～5歳クラス向けQ&A

No.	質問	回答
1	幼稚園の後に認可外保育施設等を併用した場合の補助はどうなりますか？	こちらのチラシは幼稚園を利用していない方向けです。幼稚園と併用している場合は、補助対象になるかや金額等が異なります。区ホームページ番号:10734からお通りの幼稚園ごとのリンクを貼っていますので、そちらからご確認ください。
2	仕事をしていない場合でも無償化は受けれますか？	保育認定がない方は保育無償化は受給できません。認定の要件(48時間以上の就労・出産・病気・障害・介護・災害復旧・求職・就学)のいずれかを保護者全員が持っていれば認定の申請ができます。認定がない期間は補助金対象外(月途中で認定を受けた場合は日割り計算)のため、必ず施設利用開始前に認定の申請をしてください。
3	現況届が届きました。提出の必要はありますか？	現況届を提出しなかった場合、保育認定が取消しとなり、保育無償化は受給できなくなります。例年6月下旬～7月上旬頃お送りしていますので、提出漏れがないようにしてください。

問合せ先

ページ番号は、区ホームページトップのこちらにご入力ください

世田谷区役所 子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当
〒154-8504 世田谷区世田谷 4 丁目 21 番 27 号(第2庁舎2階22番窓口)平日 8:30-17:15
(世田谷線松陰神社前駅または世田谷駅各徒歩 5 分) 電話番号 03-5432-2313



世田谷区
SEITAGAYA CITY



検索